第3回非上場会社の会計基準に関する懇談会　議事概要

Ⅰ．日　時　　平成22年5月24日（月）　9時30分～11時30分
Ⅱ．場　所　　公益財団法人　財務会計基準機構 第5会議室
Ⅲ．議事次第
(1) 開会
(2) 参考人からの意見聴取
(3) IFRS for SMEの概要
(4) 報告書案の検討
(5) 閉会

Ⅳ．議事概要
(1) 参考人である全国信用保証協会連合会 業務企画部長の堀野洋一郎氏、豆蔵OSホールディングス代表取締役社長の荻原紀男氏、日本商工会議所の非上場の実態に即した会計のあり方に関する研究会委員で愛知産業 監査役の木村拙二氏より、中小企業の会計基準への考え方に関する意見聴取がされた後、質疑応答が行われた。
(2) 小見山委員より、IFRS for SMEの概要について説明がされた後、質疑応答が行われた。
(3) 共同事務局リーダーである企業会計基準委員会の新井副委員長より、報告書案と本日検討する論点について説明が行われた後、各メンバー及びオブザーバーにより、意見交換が行われた。

＜参考人からの意見聴取の概要＞
（全国信用保証協会連合会 業務企画部長 堀野洋一郎氏）
・ 平成21年度の保証承諾は、118万件で17兆円、保証債務残高は339万件で約36兆円。内、昨年の代位弁済は1兆1,400億円。
・ 中小企業の会計の質を向上させる目的で「中小企業の会計に関する指針（以下、本議事概要において「中小指針」という。）」の普及を政策的に進めるため、中小企業庁からの要請もあり、中小企業の会計に関する指針チェック項目表の提出を受けた場合に保証料を0.1%割引く対応を行っている。
・ 割引制度の意義は、中小指針に沿って作成された計算書類は信頼性が高く、仮に中小指針に沿って処理されない項目があった場合は、会計士、税理士がその理由を明示することで、協会としては有益な会計情報を得ることができるというところ。
・ ただし、保証協会は、保証により融資の実現に寄与することが第一義的な使命であり、中小指針に沿った処理が行われたかどうかの確認は求められていない。割引実績は、保証承諾ベースで平成18年度10万件から平成21年度には27万件、ウエイトでは平成18年度11.5%から21年度には30%まで増加。一方で、割引制度を知らない経営者もいる。
・ 保証協会としてはチェックリストの形式的な確認をするのみで、その信憑性について

は申し上げられない。本制度について、経営者本人が意識していない、又は制度を使っている意識が低い点がある。

- 中小指針の中の、「経営者自らが企業の経営実態を正確に把握し、適切な経営管理に資することの意義も、会計情報に期待される役割として大きいと考えられる」ことが非常に重要。
- 小規模な企業にとって現行の中小指針を適切に理解し、適用することが容易かは甚だ疑問。会計参与を対象とする上から目線でなく、日々資金繰りに追われている、会計等は専門家の先生に任せる経営者にも理解いただけるような体制を含めて検討してほしい。

（豆蔵 OS ホールディングス代表取締役社長の荻原紀男氏）

- ＩＴ企業グループの社長として連結納税システムも販売し、会計士・税理士としても、大企業から零細企業まで幅広く付き合っている。
- 重要なことは、測定値として表れた経営数値を利用して経営判断をする経営者であり、経営数値を信用して取り巻く多くの利害関係者の存在。
- 本来、会計の物指しは 1 つの物指しでなければいけない。問題は利害関係者が限られる中小企業であるが、経営者が理解可能な数値であるというのが大前提。利害関係者としての金融機関から認知を得られるということが非常に重要。
- 中小指針は内容が豊富でここまでついていける会社はごく稀。
- 経営者にとっては利益が出る税務基準が一番受け入れやすいが、M&A の対象や会社清算の場合には実態の数値が判明し、会計士・税理士がきちんと指導してこなかったのかという問題が非常に大きい。指導する際に中小指針は非常に重要。
- IFRS については、良いものは取り入れていくべき。本当の会計の数値の実態を表すのに最適なものは何かを選んで導入していくべき。役員の退職給付引当金や資産除去債務の問題等、導入した方が良いと思われることは多々ある。経営者に本当の数字を示し、理解してもらわないと経営者の育成ができない。
- 中小指針は求められる目標であり、経営実態を表す上で適正なものは取り入れるべき。

（日本商工会議所の非上場の実態に即した会計のあり方に関する研究会委員で愛知産業 監査役の木村拙二氏）

- 中小企業の約 7 割は経理の担当者がゼロ又は 1 名で、独力で財務諸表を作成できるのはわずか 25%。開示先も金融機関と株主に限られているのが現実。海外の地場での資金調達を行っている中小企業は皆無と言える。
- 大方の中小企業は法人税法の基準に従って決算書を作成し、最小限の調整で会社計算上の利益を税法基準に修正して対応。不良債権償却、棚卸資産評価、引当金、固定資産の減価償却、減損処理等で税と会計が乖離して実務的に困っており、税会の

接近が望まれるところ。

- IFRS が導入され国内の会計基準が変更されると、会計書類の作成に要する事務負担、コスト負担が増大すると予想されるばかりではなく、設備投資や従業員福祉等の事業活動にも大きな影響を与えることが危惧され、会計基準の検討にあたっては、会計が実体経済に与える影響にも目配りする必要あり。
- 中小企業にとって IFRS 導入の必要性は感じられない。むしろ国内における会計と税との乖離をどう解消するかの方が身近な問題。
- 検討の留意点は、①国際化の影響遮断、②確定決算主義の維持、③中小企業成長促進の観点、④理解使用容易、⑤事務負担コスト負担小であり、中小企業経営の現場に根ざし、使ってよかったと思える会計基準を作り上げることが望ましい。検討にあたっては、中小企業者をはじめ関係者が幅広く、産官学一体となった場で議論することが不可欠。

＜小見山委員からの IFRS for SMEs の説明の概要＞

- IFRS for SMEs は、2005 年の 7 月に中堅中小企業のためのものとしてプロジェクトがスタートし、2009 年 7 月に公表されたもので、約 230 ページの基準本体と用語集、50 ページの結論の根拠、65 ページの開示例及び開示のチェックリストがある。
- 公開草案の後、実地調査などに 20 カ国、116 の企業が参加。対象は従業員 10 人未満が 35%、50 人未満が 35%で、相対的に問題ないという形でできたもの。
- IFRS for SMEs 設定の必要性としては、金融機関及び格付会社の中小企業に対する格付ニーズに応えるための会計基準が必要であると再確認された。
- 中小向け会計基準を各国が個別に開発するのもよいが、開発コスト低減も必要ということが議論された。
- 適用対象となる中小企業の定義が議論され、規模の大小ではなく、一般への説明責任を有しない事業体を中小企業という形となった。当初、企業の規模を頭の中に入れるために企業規模は 50 人程度の企業を想定して議論を始めたが、確定版では、収益、資産、従業員などの数値基準も設けないという形で公表された。零細企業であっても IFRS for SMEs は有用との結論。
- 会計基準は 1 つとする中で、Full IFRS の適用性については、中小企業の負担を勘案し、独立した基準と別冊のみを実現。混乱を招かないために 3 年ごとに見直す形。

＜意見交換における主な発言の概要＞

- 基本的には、会計基準の国際化と切り離す方向で検討を進めることでよいかということだが、国際会計基準(IFRS)に関する誤解で、非上場の会社(中小企業など)にも IFRS は適用されるのか。結果的に部分的に取り入れることであっても、基本的に採用しないという考え方でよいのではないか。
- 地方工場の外注先の実態は、現行の中小指針がほとんど使われておらず、理解され

ていない。非常にハードルが高い。現場目線での会計基準と、わかりやすい冊子とか解説書が欲しいというようなニーズがかなり強い。中小企業には身の丈に合った指針というか、現行の中小指針とは別の基準を作ったほうがやはりよい。実態に合ってリーズナブルである。

- 実際に中小を対象とした会計基準を作る場合、中小企業が実際どのようなものを必要としているかに合わせるしかない。中小指針とその下の 2 段階説が中小団体の総意であれば、これに従うしかない。
- 中小企業の実態を検討し、それに即した会計基準の策定が必要。中小企業の経営者にとって理解がしやすい、経営状態の実態の把握に役に立つ、コスト・ベネフィットが最小であることが必要。中小企業の実態、あるいは特性というものに立って、中小指針とは別に新しい中小企業向けの会計基準を策定して欲しい。
- 中小指針が高いレベルの指針であることを否定しない。会計参与制度ができて、一定の水準を保つということ。今の中小企業 260 万を考えても、その導入は難しい水準。
- 国際化の関係で、中小指針や企業会計基準でいいという中小企業もある、その作成することを妨げるものではないのは当然である。
- 中小企業の会計指針は、実態を踏まえると、税法を考慮した会計処理の方がベースと感じる。減価償却の規則的な償却、引当金の計上は必要。税法は非常に丁寧に書いてあり、税法の規定を考慮した会計の処理がレベルの低い水準とは思っていない。
- 商工会エリアの小規模事業者にとっては、会計はまさに納税をするための手段。国民の義務としての納税だけは避けて通れないわけだから、ぎりぎりそれをするだけの会計ということが実態。
- 現在の中小指針は小規模企業をターゲットに入れておらず、むしろ中小企業の中でも立派な企業の会計を確立しようという目的で出発したものである。
- 企業の規模に関係なく、取引の形態、実態が同じなら会計処理も同じになるべきだということで、中小のなかでも大から小まで一緒に扱っていいといった記載があるが、規模の違いは非常に大きく、大企業の縮尺が小規模企業かというとこれは大きな違いであり、小さくなればなるほど経営と所有は一体化する。中小企業基本法でも、小企業というのは定義を与えて、特別な配慮をすべきという特別な位置付けになっている。
- 中小指針にはとてもついていけない。普及しようと思ってもなかなか難しい。しかし、内容は大変立派なものであるので、今後も成長していってもらえばよいのではないか。そのかわり、中小・小規模企業向けの会計指針は、平成 14 年に立ち戻って、小規模企業の考えも取り入れて、改めて作り直す必要がある。
- 最初から全部やり直して、中小企業全体の会計ルールを設定するということも考えられる。それが難しい場合、会計参与が大事であれば、会計参与会計指針で独立させたらどうか。あとはその他の中小企業指針を明確にすればいい。論点の整理の仕

方についてもう一度ご検討いただきたい。

- 中小指針の検討体制を見直していきたい。検討メンバーに入っていない方たちも、是非参加して欲しい。
- 中小指針は税法の処理も十分考慮したものとなっており、書き振りの見直しをすることによって、より深く理解を得るのではないか。また、安定的な基準となるように配慮していくべき。
- 中小指針をその 1、その 2 というような形で出すというのはおかしな話であり、全面的に見直しするのもよいが、一本に纏められれば良いと考える。
- 小規模企業を念頭に置いた形で作らないと、260 万社の大部分がカバーできる会計制度はできない。
- 現在の中小指針は年々進化しており、会計参与の設置会社にとっても非常に大事なもの。近々上場を目指すような会社やベンチャー企業で、M＆A等々で広く展開していく企業にとっては、重要な指針なので、専門家を中心に進化させるのは日本の経済全体にとって大変重要。
- 中小企業の様々な立場やレベルに応じて、使いやすい会計指針を作るということ。そもそも記帳すらままならないような状況、税理士にすべてお任せといったところがあるので、企業経営の近代化のためには、会計そのものも必要性も十分理解していない企業群に対して、教育的な配慮あるいは政策主導的な配慮が必要。
- 私が実際に関与している 5 人程度の企業に当てはめても、中小指針は引当金以外はほとんど税法を使っており、また会社の取引自体も非常に少ないので、十分対応できると考える。
- 中小企業庁は、そもそも中小企業の会計はどうあるべきかというところから始めた。会計の議論と中小企業の議論を結びつけるために、中小企業庁を中心として過去議論した形でここの参加者も含め、関係者に参加して欲しい。中小企業の実態調査をきちんとして議論しないと、260 万の中小企業が遵守する会計基準は作れない。
- 会計参与設置会社とそうでないものでルールを棲み分けて、会計参与設置会社以外の中小企業にもうひとつ作ろうという時、会計参与設置会社とそうでないものという分類が適切なのか。会計参与設置会社は任意なので、使い勝手のいい会計ルールのほうにシフトし、会計参与設置会社が激減することを危惧する。中小企業庁の研究会報告は小会社を前提に作った。
- 中小企業庁は中小指針の生みの親であり、指針も中小企業の規模の話も含めて、両方考えられるのは中小企業庁しかいない。
- 260 万社をランク毎に区別できるのであれば、その 1、その 2 で足るのか、その 3、その 4 も出てくる気がする。
- 10 人の会社でも中小指針ほぼすべて適用できている。50 人、100 人クラスの会社で中小指針を知らないのは、普及等の力量が十分でなかったからではないか。50 人、100 人の会社であれば相当きっちりやっている。中小指針を知らなくても、それなり

の会計をやっているのが実態。

- ユーザーが新しく易しい会計基準を作ってくれとお願いしているのだから、それに応えていく姿勢を示して欲しい。
- 中小企業 250 万が１つという区分が良くない。欧州のように中と小を分けるという方向が望ましいが、すぐ結論を出せる問題ではない。現行の中小指針について参考人の方などの意見を聞くと、使い勝手がよくなく、ハードルが高い印象を受けている。一方、中小指針に従わないところは、拠って立つべき基準がない状態になっており、これも良くない。中小企業団体が必要性を訴えられているのであれば、そうした小規模企業に焦点を当てた基準があっても、それほど複雑化するものではないし、むしろ現在空白になっているものを埋めるということで、検討がなされても良いのではないか。
- 使い勝手のよい身の丈に合ったようなものを作る必要がある。実力に応じて選択適用すればいいというようなフォーメーションが考えられないか。
- 会社らしくなっていれば、当然中小指針を使えるが、実態は名前だけの法人、個人事業とほとんど変わらないものが世の中の法人の大半以上。それらに難しいことをやれというのは無理。中小企業団体の率直な意見だということで、これを前提に議論するしかない。
- 会計参与と中小指針の関係では、保証協会連合会の割引制度の実態では既に 27 万件がこの制度を利用しているということは、既に会計参与会社を超えて利用されているということではないか。会計参与設置会社だけがこの指針と位置付けるのは、もはや難しくなっているのではないか。
- 中小・零細まで使える基準を作る場合に、例えば引当金を設定しなくてよい基準が実際に作れるのかということは十分検討すべきであり、中小・零細企業に必要なのは基準ではなくて教育マニュアル。レベルを上げれば、2 つ作るということを最初から前提にする必要はない。
- 税法に基本的に立脚するということでは、多くの会社は赤字法人で税金を払っていないが、黒字企業と赤字企業とで税務署の対応は少し違っている。黒字企業だと比較的税法にきちんと準拠していないと税務署はなかなか認めてくれないという場合の税法基準というのは、会計基準を理解している人間からしてみても、税法の会計というのはさほど易しいものではないという面がある。赤字企業は基本的に税務署を気にしなくてよく、税法にもきっちり準拠していなくても、常識的な意味での会計に準拠していればいいという部分があって、そういった企業を念頭に置いた場合の守るべき目線をどこに置くとよいのか。
- 赤字企業でも税法は気にしている。中小企業の会計のレベルや規模が議論されているが、教育の問題がある。どの基準に基づいて会計基準を作っても、そもそも会計に関してどの程度の知識を持った人がその中小企業の経営者となっているのかというところが議論されないと、どういう形で作っても、それが遵守されるとは思えな

い。今こういう形であるものがあるので、どういうふうに普及していくのかというようなところも含めた議論が大事。

- 平成 14 年 12 月に日税連がまとめた中小会社会計基準が結構評判がよい。引当金を否定しているわけではなく、減価償却も記載があり、もう少し配慮して欲しい。
- 現在の中小指針は、税理士の間でも余り理解されていない。金融機関に対してチェックリストを出している税理士もいるが、有利なものは出しておこうというのが現状。
- 本懇談会の他、中小企業庁でも研究会が行われており、第１回の会合で近藤政務官からも本懇談会と中小企業庁の研究会が連携しながら検討を進めていきたいというような話があったが、どういう形で中小企業庁の議論が進められているのか。
- 中小企業庁でも研究会を開いており、論点の議論が始めたところであるので、今後どういった形で議論を紹介するかについて相談したい。

(4) 次回の懇談会は平成 22 年 6 月 24 日に開催される予定。

以　上